

地方創生をめぐる現状認識

- 人口減少の現状 ⇒ 2015年の総人口は、前回国勢調査(2010年)に比べ、96.3万人減少。平成27年の合計特殊出生率は1.45となり、上昇。年間出生数は100万5,677人、若干の増加。
- 東京一極集中の傾向 ⇒ 東京圏へ約12万人の転入増加（前年比約1万人増）、東京一極集中傾向が加速化。
- 地域経済の現状 ⇒ 雇用・所得環境の改善が続く一方、消費や生産の動向は地域間でばらつきがあり、東京圏とその他の地域との間には「稼ぐ力」の差。

人口減少と地域経済縮小の克服 / まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立
 アベノミクスを浸透させるために、地方の「平均所得の向上」を実現する

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定と改訂

来年度は「総合戦略」の中間年。基本目標やK P Iについても必要な見直しを行い、より効果的な対応を検討

ローカル・アベノミクスの一層の推進

○地域におけるしごと創出

地域資源を活用した企業化、地域商社による地域産品の販路拡大、日本版DMO、サービス業の生産性向上、事業承継の円滑化、「稼げるまちづくり」の推進、地域未来牽引事業への投資促進等

○地域における資産・人材の活用等

空き店舗、遊休農地、古民家等 遊休資産の活用、「土業」との連携、地方創生カレッジによる人材育成等

地域特性に応じた政策の充実・強化

○東京圏への人口の転出が続いている地域

(施策例) 地方の良質な「しごと」の創出、企業の地方拠点強化、地方創生インターンシップ、働き方改革、「生涯活躍のまち」の実現 等

○今後急速な社会減・自然減が予想される地域

(施策例) 都市のコンパクト化、地域包括ケアシステムの推進、公共施設の集約化・複合化、小さな拠点の形成 等

地域生活の魅力の見直し

○働き方改革を含めたライフスタイルの見つめ直し

地方の魅力、郷土への誇りや愛着を再発見し、分析・発信、歴史の発掘や教育等を通じた「郷土への誇り・愛着」の醸成、地域の文化の振興

政策の企画・実行に当たっての基本方針

1. 従来の政策の検証

2. 創生に向けた政策5原則

自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視の政策原則に基づく

3. 国と地方の取組体制とPDCA整備

EBPM*の考え方の下、データに基づく総合戦略、産官学金労言士、政策間、地域間連携の推進
※Evidence-Based Policy Makingの略

今後の政策の方向

政策の基本目標

- 【基本目標①】 地方における安定した雇用を創出する
- 【基本目標②】 地方への新しいひとの流れをつくる
- 【基本目標③】 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 【基本目標④】 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

地方創生の深化に向けた施策の推進（政策パッケージ）

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

- (ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
- (イ) 観光業を強化する地域における連携体制の構築
- (ウ) 農林水産業の成長産業化
- (エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

2. 地方への新しいひとの流れをつくる

- (ア) 政府関係機関の地方移転
- (イ) 企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大
- (ウ) 地方移住の推進
- (エ) 地方大学の振興等
- (オ) 地方創生インターンシップの推進

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- (ア) 少子化対策における「地域アプローチ」の推進
- (イ) 若い世代の経済的安定
- (ウ) 出産・子育て支援
- (エ) 地域の実情に即した「働き方改革」の推進
 （仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現等）

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- (ア) まちづくり・地域連携
- (イ) 「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）
- (ウ) 東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応
- (エ) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保
- (オ) ふるさとづくりの推進
- (カ) 健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
- (キ) 温室効果ガスの排出を削減する地域づくり

地方創生版・三本の矢

地方が「自助の精神」をもって取り組むことが重要であり、国としては、引き続き、意欲と熱意のある地域の取組を、情報、人材、財政の三つの側面から支援

情報支援の矢

- 地域経済分析システム（RESAS*）の普及促進
- ※Regional Economy (and) Society Analyzing Systemの略

人材支援の矢

- 地方創生カレッジ
- 地方創生コンシェルジュ
- 地方創生人材支援制度

財政支援の矢

- 地方創生推進交付金・拠点整備交付金
- 地方財政措置
- 税制（企業版ふるさと納税等）

地方創生の現状を踏まえた検証・改訂

地方創生をめぐる現状認識

①人口減少に歯止めがかかっていない

<H27年>

- ・総人口：H22年より約96万人減少（国勢調査開始以来初の人口減少）

②東京一極集中が加速

<H27年>

- ・東京圏への転入超過は12万人（4年連続増加）

③地方経済と大都市経済で格差が存在

- ・東京圏とその他の地域との間に「稼ぐ力」の差が生じている

地方創生は、本格的な「事業展開」の段階へ

26年度

総合的な施策メニュー整備

- ・まち・ひと・しごと創生長期ビジョン
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・地方創生先行型交付金

27年度～

地方版総合戦略の策定終了

- ・まち・ひと・しごと創生基本方針2015
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）
- ・地方創生加速化交付金
- ・地方拠点強化税制

28年度～

本格的な「事業展開」

- ・まち・ひと・しごと創生基本方針2016
- ・まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）
- ・地方創生推進交付金・拠点整備交付金
- ・企業版ふるさと納税

2020年の主な基本目標・KPI

「しごと」をつくる

- ・若者雇用創出数（地方）
5年間で30万人
⇒9.8万人創出
- ・若年者の正規雇用等
全世代と同水準へ
⇒格差縮小
- ・農林水産業6次産業化
市場規模 10兆円
⇒5.1兆円

「ひと」の流れを変える

- ・地方と東京圏との
転出入の均衡
⇒東京圏への転入超過
12万人
- 地方⇒東京圏 6万人減
⇒2万人増（49万人）
- 東京圏⇒地方 4万人増
⇒0.3万人減（37万人）

結婚・子育ての希望実現

- ・第1子出産前後の女性
継続就業率 55%
⇒53.1%
- ・男性育休取得 13%
⇒2.65%
- ・支援二一ズの高い妊産
婦への支援実施 100%
⇒86.4%

「まち」をつくる

- ・立地適正化計画を作成
する市町村 150市町村
⇒4市町村
- ・「小さな拠点」の地域運
営組織形成数 3,000団体
⇒1,680団体
- ・連携中枢都市圏の形成数
30圏域
⇒17圏域

まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）—主なポイント—

アベノミクスを浸透させるため、地方の「平均所得の向上」を目指す

ローカル・アベノミクス の一層の推進	<ul style="list-style-type: none">・地域におけるしごと創出・【新】遊休資産（空き店舗、遊休農地、古民家等）の活用
東京一極集中の是正	<p>（東京圏への転入超過は4年連続で拡大し、12万人程度）</p> <ul style="list-style-type: none">・【新】地方大学の振興等・【新】地方創生インターンシップの推進・地方就業者の奨学金返還支援制度の全国展開・「生涯活躍のまち」構想の実現
【新】ライフスタイルの 見つめ直し	<ul style="list-style-type: none">・地方生活の魅力の再発見、発信・郷土への誇り・愛着の醸成・歴史の発掘、地域文化の振興
地方創生の更なる深化に 向けた政策の推進 （政策パッケージ）	<ol style="list-style-type: none">1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする2. 地方への新しいひとの流れをつくる3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

「地方創生版・三本の矢」 「自助の精神」をもって意欲的に取り組む自治体を積極的に支援

情報支援の矢

- ・地域経済分析システム（RESAS）

人材支援の矢

- ・地方創生人材支援制度
- ・地方創生カレッジ

財政支援の矢

- ・地方創生関係交付金
- ・企業版ふるさと納税

ローカル・アベノミクスの一層の推進

アベノミクスを全国津々浦々に浸透させるため、地方の「平均所得の向上」



■ 一次産品・観光資源など地域資源を活用した持続性のある企業づくり

■ 空き店舗・遊休農地・古民家等の遊休資産を活用する取組

① 空き店舗

- ・全国的な状況を精査しつつ、インセンティブ施策・ディスインセンティブ施策両面から検討し、2017年春を目途にとりまとめ
- ・「ふるさと投資」による空き店舗等の再生のため、不動産特定共同事業制度の見直し

② 遊休農地

- ・既存の対策に加え、農村地域工業等導入促進法の改正等により、農村地域に、農泊やサテライトオフィス、ICT、バイオマス、日本版CCRCなどの地方創生に資する産業を導入促進

③ 古民家

- ・「歴史的資源を活用した観光まちづくりTF」で検討課題を整理し、具体的支援策を含む全国展開方策等の検討を行い、2016年度末を目途にとりまとめ予定

■ 第4次産業革命等の地域の未来につながる地域未来牽引事業への投資促進

- ・地域経済を牽引する地域未来牽引事業を支援するため、法的枠組みをはじめ、新たな税制・補助制度、金融、規制緩和など、様々な政策手段を組み合わせ、集中的に支援



地方創生推進交付金で重点的に支援

地方創生推進交付金

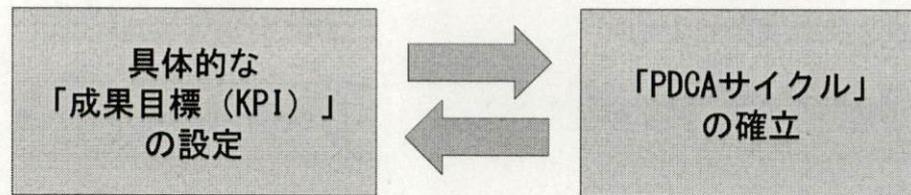
29年度概算決定額 **1,000億円** (28年度予算額 1,000億円)

事業概要・目的

○本格的な事業展開の段階を迎えた地方創生について、更なる深化のため、地方創生推進交付金により支援

- ① 地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ② KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③ 地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保

※ 地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（5ヶ年度以内）を作成し、内閣総理大臣が認定



対象事業・具体例

①先駆性のある取組

- ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
- 例) ローカル・イノベーション、ローカル・ブランディング (日本版DMO)、生涯活躍のまち、働き方改革、小さな拠点等

②先駆的・優良事例の横展開

- ・地方創生の深化のすそ野を広げる取組

③既存事業の隘路を発見し、打開する取組

- ・既存事業の隘路を発見し、打開するための取組

29年度からの運用弾力化

① 交付上限額の引上げ (事業費ベース)

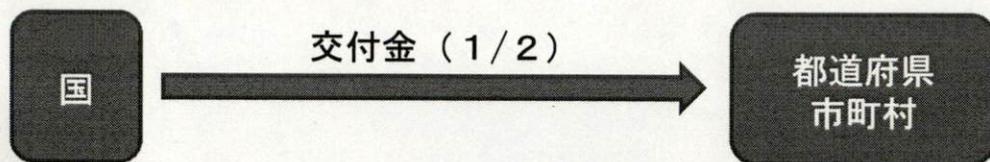
【都道府県】	先駆	6.0億円 (28年度: 4.0億円)
	横展開・隘路打開	1.5億円 (28年度: 1.0億円)
【市区町村】	先駆	4.0億円 (28年度: 2.0億円)
	横展開・隘路打開	1.0億円 (28年度: 0.5億円)

※ 地方の平均所得の向上等の観点から特に効果的な取組は、交付上限額を超えて交付することが可能。

② ハード事業割合

- ・計画期間を通じたハード事業の割合は、原則として1/2未満。
- ・ただし、1/2以上になる事業であっても、地方の平均所得の向上等の観点から地方創生への高い効果が認められる場合は申請可能。

資金の流れ



(1/2の地方負担については、地方財政措置を講じる)

地方創生推進交付金（平成 29 年度）の運用方針（案）について

1. 平成 28 年度からの変更点

平成 29 年度の地方創生推進交付金（国費：1,000 億円、事業費：2,000 億円）の運用について、新規申請事業数、交付上限額及びハード事業割合に関する要件は以下のとおり取り扱うこととする。

(1) 新規申請事業数

	28 年度第 1 回	28 年度第 2 回	29 年度
都道府県	最大 5 事業	最大 7 事業 (広域連携：1 事業)	原則 7 事業以内 (広域連携：2 事業)
市区町村	最大 3 事業 (広域連携：1 事業)	最大 4 事業 (広域連携：1 事業)	原則 4 事業以内 (広域連携：1 事業)

(2) 交付上限額

	28 年度	29 年度（※ 1）
都道府県	〔先 駆〕国費：2 億円 〔横展開〕国費：0.5 億円	〔先 駆〕国費：3 億円 〔横展開〕国費：0.75 億円
市区町村	〔先 駆〕国費：1 億円 〔横展開〕国費：0.25 億円	〔先 駆〕国費：2 億円 〔横展開〕国費：0.5 億円

※ 1 所得向上等の観点から高い効果が見込まれる事業は、交付上限額を超えて交付できる。

(3) ハード事業割合

28 年度第 1 回	28 年度第 2 回	29 年度（※ 2）
<u>年度ごとの事業費に占めるハード事業の割合が概ね半分以下。</u>	<u>複数年度計画を通じた総事業費に占めるハード事業の割合が概ね半分以下。</u>	<u>複数年度計画を通じた総事業費に占めるハード事業の割合が、原則として、概ね半分以下。</u>

※ 2 ハード事業割合が 1/2 を超える事業については、地方の平均所得の向上や対費用効果等の観点から高い効果が、評定委員により認定されることが必要。

2. 今後のスケジュール

(1) 新規申請事業等（平成 29 年度に新たに申請する事業等）

- 平成 29 年第 1 回応募における新規申請事業等については、3 月中旬を目途に交付金申請を受け付ける。
- 申請を受け付けた後は、外部有識者等による審査を経て、4 月下旬を目途に採択事業を公表し、5 月下旬を目途に計画認定及び交付決定を行う予定である。

(2) 継続申請事業（平成 28 年度に採択され、平成 29 年度も継続して申請する事業）

- 平成 28 年度採択事業の継続申請については、4 月上旬交付決定を予定しており、申請スケジュールや申請方法については、詳細が決まり次第、速やかに連絡する。